

01 水道料金の減免および地下水使用者への支援金の給付

■問合せ 企業局お客様センター ☎41-2841

物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対する支援として、水道料金の減免および地下水使用者への支援金の給付を行います。



水道料金の減免

- ▶対象者 大牟田市企業局と直接、給水契約している市民または事業者
- ▶減免期間 令和4年10月～12月検針分まで（3カ月間）
- ▶減免金額 水道料金基本料金の半額 ※減免期間の水道料金の請求額から減免金額を差し引きます。
- ▶申請 不要

地下水使用者への支援金

- ▶対象者 次の①～③の全てに該当する人
 - ①令和4年10月1日現在、大牟田市に住所がある市民または大牟田市内に事務所等がある事業者で地下水を使用している人
 - ②上記①に該当する世帯主または事業主
 - ③同時期に実施される水道料金の減免を受けない人
- ▶支援金額 1,815円
- ▶申請 申請書と返信用封筒をお客様センターに電話で取り寄せ、令和5年1月31日(火)までにお客様センターに郵送（当日消印有効）または持参。同書類は地区公民館でも受け取れるほか、申請書については市ホームページからダウンロードすることもできます。

市ホームページは
こちら



02 防犯灯および街路灯の電気料に対し特別給付金を支給します

■問合せ 地域コミュニティ推進課 ☎41-2614

エネルギー価格等の高騰の影響を受けている、地域コミュニティ組織に属する市民の負担軽減を図るため、防犯灯および街路灯の電気料に対し特別給付金を支給します。



- ▶対象 11月30日(水)までに防犯灯および街路灯電気料補助金を申請した地域コミュニティ組織
- ▶支給申請 不要

※防犯灯および街路灯電気料補助金の交付決定後、防犯灯および街路灯電気料補助金で申請された口座へ振り込み、または、現金での受け取りで申請されていた場合は現金で支給予定
- ▶支給金額 右の表のとおり
(1基あたりの金額)

10ワットの場合	200円
20ワットの場合	300円
40ワットの場合	600円
60ワットの場合	1,000円
100ワット以上の場合	3,000円

03

マイナポイントの申込みに必要な マイナンバーカードの申請期限が令和4年12月末まで延長に

■問合せ マイナポイント専用電話 ☎41-2244

マイナンバーカードは、本人確認や住民票などの各種証明書のコンビニ交付、オンライン確定申告で利用できるほか、健康保険証としての利用も始まっています。さらに、今後は運転免許証との一体化が進められるなど、生活のさまざまなシーンでの活用が見込まれています。これを機会にマイナンバーカードを取得して、マイナポイント（最大20,000円相当）もゲットしてください！

マイナポイントの申込み期限は**令和5年2月28日(火)**です。

市役所市民課のポイント申込支援窓口は大変混み合うことが予想されるので、
できる限りご自分のスマートフォンやパソコンでの申込みに協力をお願いします。



マイナポイントについて
ではこちら

■問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（音声案内5番を選択）

平日：午前9時30分～午後8時 土日祝：午前9時30分～午後5時30分



04

秋の！マイナンバーカードとてもお得なキャンペーンを実施します！

■問合せ 市民課 ☎41-2602

マイナンバーカードの普及を図るため、9月末までのキャンペーン期間を12月末まで延長し「秋の！マイナンバーカードとてもお得なキャンペーン」を実施します。買い物やお出かけついでに申請ができるよう、特別申請窓口も開設します。

まだ、お持ちでないあなた！この機会に申請しませんか？

◆「秋の！マイナンバーカードとてもお得なキャンペーン」概要◆

▶キャンペーン期間 10月1日(土)～12月31日(土)

▶対象 上記期間中に初めてマイナンバーカードの交付申請をした人

▶申請窓口 ①市民課窓口（平日および休日窓口開設時に限る）
②市役所北別館（平日午前9時～午後5時に限る）

▶特別申請窓口（期間中の毎週日曜日午後0時30分～4時開設）

ゆめタウン大牟田店 2階ワクチン接種会場横（100円ショップ前）

▶費用 無料（カード紛失等による再交付申請はキャンペーンの対象外で有料）

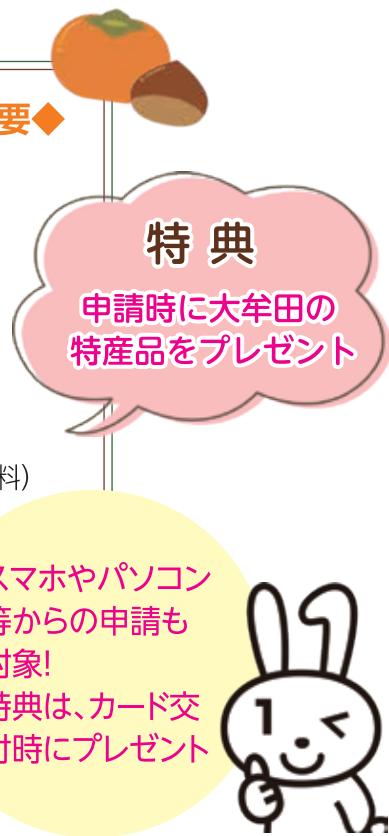
▶注意事項 ・必ず、本人が申請してください。

※15歳未満等の場合は、親権者等の法定代理人も

同行してください。

・カードができるまで1～2ヶ月ほどかかります。

申請に必要な顔写真の無料撮影サービスも実施します。



05 野外焼却は法律で禁止されています

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

● 野外焼却は原則禁止

廃棄物を野外で焼却する行為は、廃棄物の処理および清掃に関する法律で原則禁止されています。これに違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は、3億円）以下の罰金または併科に処せられます。



● 野外焼却禁止の例外

廃棄物の処理および清掃に関する法律には、下記のとおり例外として認められているものがあります。

1. 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（※）

※政令で定めるもの

- ① 国や地方公共団体が、施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却（河川敷の草焼きなど）
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時における木くず等の焼却など）
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④ 農業、林業、漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（農業者が農地管理または害虫駆除のために行う稻わらや農作物残さや刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など）
- ⑤ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（たき火、キャンプファイアなど）

例外とされている行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません

例外行為であっても、焼却による悪臭や煙害の発生等により近隣住民からの苦情通報がある場合は、『周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な焼却と言えない』と判断され、中止してもらうたり行政指導の対象となります。

▲ 家庭ごみの焼却について

ブロック積み・ドラム缶・一斗缶、家庭用簡易焼却炉は、焼却炉の構造基準を満たしていないので使用しないでください。燃えるごみは市の指定袋に入れて定期収集に出すか、処理業者に委託するなどの適正な処理をお願いします。



06

企業出前講座『がんばる地場企業』の登録企業等を募集します

■問合せ おおむた生涯学習まちづくり推進協議会事務局 (生涯学習課内) ☎41-2864



企業出前講座『がんばる地場企業』とは？

企業・店舗等が持つ専門的な知識や技術を、市民の皆さんのもとに出向いて講義や説明を行い、学んでもらう機会を提供するものです。市民の皆さんがあなたに対する理解を深め、相互に身近な存在となるよう“学び”を通したまちづくりの一助となることを目的としています。

▶登録要件 … 次の要件を全て満たすこと

- ・企業等の所在地が大牟田市内であること
- ・『がんばる地場企業』の趣旨を理解して賛同していること
- ・講座内容が市民に提供する学びとして適切なこと

▶申請期限 11月30日(水)

(株)マルエ産業

▶申請方法 生涯学習課または市ホームページで

「登録申請書」を入手し、同課へ提出。

※推進協議会で選定後、令和5年度からの登録となります。

詳しくは
こちらから→



07

10月16日～23日は、第49回清掃週間です

メインテーマ「未来へ残そう豊かな資源」

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

市では、秋の「環境美化の日」に合わせて1週間を「清掃週間」と位置付け、環境啓発事業を行っています。資源循環型の社会を目指し、ごみの減量・有効利用をはじめ、分別リサイクル・再資源化を推進するため、地域の皆さんと共に連携・協力し、環境美化に取り組むことが必要と考えています。日常生活の中で感じる環境問題に市民一人ひとりが取り組んでいくために、誰もが参加できる催しを清掃週間に合わせて開催します。

列島クリーンキャンペーン

ごみのポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動や、地域の美化を目的として、市民の憩いの場として親しまれている「甘木公園」周辺の清掃美化活動を行います。当日は、清掃用のごみ袋と軍手等はこちで準備します。屋外での開催となります。コロナ感染防止対策にご協力をお願いします。雨天時は、中止します。

▶とき 10月23日(日)午前10時

(9時30分～受け付け)

▶ところ 甘木公園 グラウンド

▶内 容 甘木公園周辺の清掃美化活動

▶駐車場 おおむたハイツ専用駐車場

▶駐輪場 甘木公園グラウンド北側駐車場

新型コロナの影響に対しての支援

01 新型コロナに係る傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が令和4年12月31日まで延長されました。詳しくは保険年金課へ。

■問合せ 保険年金課 国民健康保険担当(☎41-2606) 後期高齢者医療担当(☎41-2665)

02 新型コロナの影響で、生活が厳しい人へ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が、令和4年12月末日まで延長に

同支援金の申請期限が9月30日から12月末日まで延長となりました。新たに対象となる可能性がある世帯には、市から申請書類等を郵送します。支給には資産要件や収入要件などに基づく審査がありますので、必要書類を添付のうえ同封している返信用封筒にて郵送してください（12月31日消印有効）。

原則、郵送での申請ですが、予約者のみ会場での窓口申請を受け付けています（窓口申請の場合は、12月28日(水)まで）。

■予約・問合せ 自立支援金センター(☎050-3000-7979) 9:00～17:00 (土・日、祝日を除く)